

普及指導員OBと連携して、新規就農者や農業参入企業の営農定着を支援しています

県央農林総合事務所

当管内は就農希望者や農業参入を目指す企業が多く、今後も増加が見込まれます。しかし、一般的に、新しく農業に参入する人たちは、場所（ほ場）や資金、栽培管理等に対する不安を抱えており、これから営農を続け、農業で生計が立てられる経営体となるためには、当事務所のような指導機関が

- ① スムーズに営農を開始するための営農計画の作成を支援し、
- ② 栽培技術の向上に向けた指導を行い、
- ③ 経営基盤の充実を図るとともに、
- ④ 就農者が孤立しないよう地域とのつながりを作り、参入地域に定着するよう誘導することが重要です。

このため当事務所では、平成22年度から、新規就農者等の近隣に居住する普及指導員OBにチューター（学習助言者）になってもらい、新規就農者ごとに就農後5年程度、その豊富な経験・知識、情報や人脈を活用した実践指導を重点的に行っています。

指導内容は、就農後の年数などに応じて異なるため、技術の習得段階や販売状況、資金導入の有無等を個別指導カルテに記載しています。また、チューターと関係する普及指導員とで、年2回定期的に状況報告と支援計画について意見交換を行い、今後の重点指導の有無について話し合っています。

当事務所では、今後も普及指導員OBと力を合わせ、就農先の市町や農業委員会、JA等との連携を密にして、総合的な支援を進めることとしています。



就農相談の様子



チューターと普及指導員による指導

問い合わせ先：県央農林総合事務所 農業振興部
(076-204-2101)